

久喜市住宅用エネルギーシステム設置費補助金交付要綱

平成27年3月25日

告示第104号

改正 平成28年3月29日告示第124号

令和元年5月13日告示第6号

令和元年7月1日告示第72号

令和3年3月31日告示第214号

久喜市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（平成22年久喜市告示第193号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、再生可能エネルギーや省エネルギー機器を積極的に導入することにより、地球温暖化防止に寄与するとともに、市民の環境保全意識を高めるため、住宅用エネルギーシステムの設置者に対し、補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、久喜市補助金等の交付に関する規則（平成22年久喜市規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

（補助対象機器）

第2条 補助対象となる機器（以下「補助対象機器」という。）は、次の各号に掲げるもので、未使用のものとする。

（1）住宅用太陽光発電システム 太陽光を太陽電池を用いて直接的に電力に変換するシステムで、住宅の屋根又は屋上への設置に適しており、自ら電力会社の低圧配電線と逆潮流のある系統連結（太陽光発電システムによる発電量のうち当該住宅における使用量を超える余剰電力が生じた場合に、これを商用電力に送電できるよう当該太陽光発電システムを商用電力と連結させていることをいう。）及び電力会社と電灯契約（電灯又は小型機器を使用す

る需要に関する契約をいう。)を締結している、太陽電池容量(日本産業規格に基づいて算出された太陽電池モジュールの最大出力の合計値をいう。)が10キロワット未満のもの

(2) 太陽熱利用システム 太陽熱エネルギーを集熱器に集めて給湯に利用する集熱器と貯湯槽が一体型のシステム又は太陽熱エネルギーを集熱器に集めて給湯や空調に利用するシステムで、集熱器及び蓄熱槽が独立して設置され、動力を用いて水又は熱媒を強制循環させるシステム

(3) 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム) ガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用するシステム

(4) 自然冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート) 自然冷媒(CO₂等)を使用する空気熱源方式のヒートポンプ式給湯機

(5) 潜熱回収型ガス給湯器及びハイブリッド給湯器(エコジョーズ等) 潜熱を回収するための熱交換器を備えている給湯器及びこれとヒートポンプ式を組み合わせた給湯器

(6) 定置型リチウムイオン蓄電池 再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時など必要に応じて電気を活用することができる装置

(7) 家庭用エネルギー管理システム(HEMS) 省エネ機器や家電などをネットワーク化し、エネルギー使用量を管理・制御できる装置

(8) 電気自動車等充給電設備(V2H) 電気自動車等に搭載された蓄電池と宅内の分電盤を接続することで、電気自動車等と住宅とで電気を融通し合うことができる装置

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、補助金の交付を受けようとする者で、次の各号の要件を備えている者とする。

(1) 自己の主たる居住の用に供する市内の住宅（当該住宅の住宅部分の床面積が総床面積の2分の1以上である併用住宅を含む。）で、自ら、若しくは生計を一にする者が所有し、又は新築する住宅において、補助対象機器を設置する個人であること若しくは補助対象機器を設置した新築の住宅を、自己の主たる居住の用に供するため取得する個人であること。

(2) 第8条に規定する実績報告書の提出時において、市内に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている者であること。

(3) 補助金の交付を受けようとする者及び生計を一にする者が、市税を滞納していないこと。

(4) 同一の世帯又は同一の住宅に係る同一の補助対象機器について、過年度に補助金の交付を受けていない者であること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表のとおりとし、補助対象者に対し、予算の範囲内で当該補助対象機器の購入及び設置に係る経費（消費税を除く。）の一部に充てるため補助金を交付する。ただし、補助対象機器の購入及び設置に係る経費が別表に示す額に満たない場合は、補助の対象外とする。

(交付申請書の様式)

第5条 規則第6条第1項の申請書の様式は、住宅用エネルギーシステム設置費補助金交付申請書（様式第1号）のとおりとする。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第9条の通知書の様式は、住宅用エネルギーシステム設置費補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）のとおりとする。

(変更等承認申請書の様式)

第7条 規則第11条第1項の申請書の様式は、住宅用エネルギーシステム設置費補助金変更等承認申請書（様式第3号）のとおりとする。

(実績報告書の様式)

第8条 規則第13条の報告書の様式は、住宅用エネルギーシステム設置費補助金実績報告書（様式第4号）のとおりとする。

（交付確定通知書の様式）

第9条 規則第14条の通知の様式は、住宅用エネルギーシステム設置費補助金交付額確定通知書（様式第5号）のとおりとする。

（交付の請求）

第10条 申請者は、前条の通知を受けたときは、市長に住宅用エネルギーシステム設置費補助金交付請求書（様式第6号）を提出し、市長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

（報告）

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、設置した住宅用エネルギーシステムの稼動状況について、報告を求めることができる。

（決定の取消通知書の様式）

第12条 市長は、補助金を交付した者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、住宅用エネルギーシステム設置費補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 不正の手段により補助金を受けたとき。
- （2） 前条に規定する報告の提出を怠ったとき。
- （3） 第14条に規定する期間内に、補助金により取得した財産の処分、譲渡等をしたとき。

（補助金の返還）

第13条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（財産処分の制限）

第14条 規則第19条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。

（書類の整備等）

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助対象機器に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

（その他）

第16条 この告示に定めるもののほか、久喜市住宅用エネルギーシステム設置費補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正前の久喜市住宅用太陽光発電システム設置費補助金（以下「旧要綱」という。）の規定により交付決定された補助金については、旧要綱の規定は、この告示の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成28年3月29日告示第124号）

（施行期日）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の久喜市住宅用エネルギーシステム設置費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に提出される補助金の申請から適用し、同日前に提出された補助金の申請については、なお従前の例による。

附 則（令和元年5月13日告示第6号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年7月1日告示第72号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第214号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の久喜市住宅用エネルギーシステム設置費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に久喜市住宅用エネルギーシステム設置費補助金の交付を決定する補助金について適用し、同日前に久喜市住宅用エネルギーシステム設置費補助金の交付を決定した補助金については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

補助対象機器	補助金の額
太陽光発電システム	60,000円
太陽熱利用システム	15,000円
家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）	40,000円
自然冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）	20,000円
潜熱回収型ガス給湯器及びハイブリッド給湯器（エコジョーズ等）	10,000円
定置型リチウムイオン蓄電池	65,000円
家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	5,000円
電気自動車等充給電設備（V2H）	50,000円